

区役所の駐車場を一部閉鎖します

10月中旬から耐震工事のため、区役所本庁舎の東側駐車場が使用できなくなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 区役所総務課(総務) 電話4809-9625



介護保険料の納付について

65歳以上で、介護保険料が年金から天引きされていない方に、保険料納付書(10月・11月・12月分)を送付します。

●保険料の納め忘れはありませんか?

保険料は、納期限から原則2年を経過すると、時効により納めることができなくなります。また、時効により納めていない保険料があると、介護サービス利用時の負担額が大きくなる場合がありますので、納め忘れにご注意ください。

問合せ 区役所保健福祉課(介護保険) 電話4809-9859

国民健康保険被保険者証を更新します

11月1日に国民健康保険被保険者証を更新します。新しい被保険者証(水色)を10月中旬に区役所から簡易書留郵便で送付します。10月中旬に届かない場合や記載内容に変更がある場合は、本人確認資料・被保険者証・印鑑を持って、区役所窓口サービス課(保険年金・保険)へお越しください。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金・保険) 電話4809-9956

年金移動相談所

国民年金・厚生年金保険などの相談に応じます。年金手帳・職歴メモなどを持参されますと、より詳しく説明できます。

日時 11月9日(金) 10:00~16:00 場所 401会議室(区役所4階)

問合せ 淀川年金事務所 電話6305-1881

行政相談委員にご相談を -10月15日(月)~21日(日)は行政相談週間です-

総務大臣委嘱の行政相談委員は、国の行政についての相談役です。国の役所の仕事などで、「困った」・「わからない」ことなどありましたら、お気軽に相談してください。毎月第1月曜日に、区役所で定例相談を行っています。

問合せ 区役所総務課(広聴) 電話4809-9683

各種相談日 10月1日~11月31日

●区役所・保健福祉センターで実施 (★は予約制)

	相談日	問合せ
行政相談	10月 1(月) 11月 5(月) 14時~16時(受付は15時まで)	区役所総務課(広聴) 電話4809-9683
経営相談★ (定員6名)	10月 11(木) 11月 8(木) 13時~16時	★区役所総務課(広聴) 電話4809-9683 電話6327-1970
法律相談★ (定員27名 10/11・11/8 は18名)	10月 4(木)・11(木)・18(木)・25(木) 11月 1(木)・8(木)・15(木)・22(木) 13時~16時	区役所総務課(広聴) 電話4809-9683 ★予約専用電話…電話4809-9843 (相談日当日の9時から受付)
人権出張相談★	随時	★人権啓発・相談センター 電話6532-7830 電話6531-0666 電話・ファックスでの相談も可
防犯相談★	随時	★区役所市民協働課(市民協働) 電話4809-9914
就業相談 (母子家庭等向け)	10月 2・5・9・12・16・19・23・26・30 11月 2・6・9・13・16・20・27・30 (毎週火曜日・金曜日) 9時15分~17時30分	区役所保健福祉課(児童母子) 電話4809-9850
就労相談★※	10月 3・10・17・24・31 11月 7・14・21・28 (毎週水曜日) 9時15分~12時15分	★*11時45分~12時15分は要予約 大阪市地域就労支援センター 電話0120-939-783
行政書士 による相談★	10月 10(水) 11月 14(水) 13時~16時	★行政書士事務所 電話6300-5573 (月曜日~金曜日、10時~16時)
司法書士 による相談★	10月 17(水) 11月 21(水) 13時~16時	★司法書士事務所 電話6358-4533 (月曜日~金曜日、9時~18時)
花と緑の相談	10月 2(火) 11月 6(火) 14時~16時	十三公園事務所 電話6309-0008

医療証を更新します

11月1日に障がい者医療証・こどもすこやか医療証・ひとり親家庭医療証を更新します。新しい医療証(障がい者医療証はオレンジ色、こどもすこやか医療証はベージュ色、ひとり親家庭医療証は桃色)を10月下旬に資格要件を満たす方へ送付します。10月中旬に届かない場合は連絡してください。

11月から、こども医療費助成制度を拡充します

11月診療分から、通院医療費への助成対象年齢を15歳(中学校修了)までに拡充し、制度名を「こども医療費助成制度」(旧称:乳幼児医療費助成制度)に変更します。詳しくは、お問い合わせください。

	変更前	変更後
通院医療費	0歳~6歳(小学校就学前)	0歳~15歳(中学校修了まで)
入院医療費	変更なし[0歳~15歳(中学校修了まで)]	

※保護者の所得に制限があります。

※0歳~2歳(3歳に達する日の属する月の末日まで)は、所得制限はありません。

問合せ 区役所保健福祉課(医療助成) 電話4809-9852

高齢者の方のインフルエンザの予防接種について

期間 10月1日(月)~平成25年1月31日(木)

場所 委託医療機関または委託介護老人保健・福祉施設(入所者のみ)

対象 ①65歳以上の方・②60歳~64歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者1級相当)のある方。

※接種回数は、①・②とも1回です。

費用 1,000円

※生活保護受給者および非課税世帯の方は、接種当日に確認できる書類を持参すると、自己負担金が免除になります。

【生活保護受給者の方】保護決定通知書など

【非課税世帯の方】介護保険料決定通知書(保険料段階が1~4段階に限る)など

問合せ 区役所保健福祉課(健康づくり) 電話4809-9882

犬・ねこを正しく飼いましょう!

大阪市では、犬やねこによる危害や苦情の発生を防止し、飼い主のマナー向上を図るため、毎年4月・10月を「犬・ねこを正しく飼う運動強調月間」と定めています。犬やねこなどを飼う場合は、次のことを守り、他人に迷惑をかけないように適正飼養に努めましょう。

●犬の登録・狂犬病予防注射は必ず受けましょう。

終生1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。鑑札・注射済票を犬に着けておくことは、狂犬病予防法で義務付けられています。

●正しいしつけをして飼いましょう。

フン・尿のしつけは、飼い主の責任です。犬・ねこがしたフンの後始末は飼い主の責任です。またフン・尿はできるだけ自宅でさせたあと、散歩に出かけるように習慣づけましょう。

●無責任な放し飼いはやめましょう。

特にねこは、放し飼いにし、他人の家などをフン・尿などで汚したり、物を壊したり、他人に迷惑をかけることがあるので、ぜひ室内で飼育しましょう。犬の放し飼いは、条例により禁止されています。絶対にやめましょう。全ての人が犬好きというわけではありません。散歩時にはリードを外さず、しっかり愛犬を制御し、特に伸縮性のあるロングリードは伸張時に見えにくくなりますので注意してください。

●野良ねこに、無責任にエサを与えたりせず、周りに迷惑をかけないよう責任をもって適切に世話をしましょう。

問合せ 区役所保健福祉課(生活環境) 電話4809-9973

旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方に 内閣総理大臣名の書状が贈呈されます

先の大戦で外地など(事変地の区域または戦地の区域)に派遣され戦時衛生勤務に従事された、旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、その御苦勞に報いるため内閣総理大臣名の書状が贈呈されます。詳しくは、お問い合わせください。

請求受付期間 平成25年3月31日(日)まで

問合せ 総務省大臣官房総務課管理室 電話03-5253-5182(直通)

納期限のお知らせ 期限内納付にご協力をお願いします

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、個人市・府民税(普通徴収)第3期分の納期限は **10月31日(水)**です

区役所の駐車場はスペースに限りがあります。ご来庁の際には、市バスなどをご利用ください。